

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に 当たるときは休刊とする。

目 次

# 告 示

| ○歳入の徴収の事務の委託(子育て支援課)   |
|--|
| $\odot$ 救急病院の告示(医療政策課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·   |
| $\odot$ 建築基準法に基づく道路の位置の指定・ 5 件(北部土木事務所) · · · · · · · · · · · · · · · 2  |
| $\odot$ 建築基準法に基づく道路の位置の指定・4件(中部土木事務所) · · · · · · · · · · · · 3  |
| $\odot$ 建築基準法に基づく道路の位置の指定・ 4 件(南部土木事務所) 4  |
| $\odot$ 建築基準法に基づく道路の位置の指定・4件(宮古土木事務所) … 5  |
| ○建築基準法に基づく道路の指定の廃止 (南部土木事務所)   |
|  |
| ○建築基準法に基づく道路の指定の廃止(八重山土木事務所) 7   |
| 公 告  |
|  |
| 公 告  |
| <b>公 告</b> ○情報公開制度の運用状況の公表(総務私学課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·  |
| <ul> <li>公告</li> <li>○情報公開制度の運用状況の公表(総務私学課) 7</li> <li>○個人情報保護制度の運用状況の公表(総務私学課) 9</li> <li>○大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見(中小企業支援課) 11</li> <li>○市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧(都市計画・モノレール課) 11</li> </ul> |
| <b>公 告</b> <ul><li>○情報公開制度の運用状況の公表(総務私学課) 7</li><li>○個人情報保護制度の運用状況の公表(総務私学課) 9</li><li>○大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見(中小企業支援課) 11</li></ul>  |
| <ul> <li>公告</li> <li>○情報公開制度の運用状況の公表(総務私学課) 7</li> <li>○個人情報保護制度の運用状況の公表(総務私学課) 9</li> <li>○大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見(中小企業支援課) 11</li> <li>○市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧(都市計画・モノレール課) 11</li> </ul> |

告示

#### 沖縄県告示第455号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を 委託した。

平成30年12月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した徴収事務 保育士等登録申請手数料、保育士登録証等書換え交付手数料及び保育士登録証等再 交付手数料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 社会福祉法人日本保育協会
  - (2) 所在地 東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

# 沖縄県告示第456号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。 平成30年12月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

|   | 病院の名称    | 病院の所在地            | 病院の開設者 | 救急病院認定日    | 認定有効期限      |
|---|----------|-------------------|--------|------------|-------------|
| 沖 | 4縄県立北部病院 | 名護市大中二丁目12番<br>3号 | 沖縄県    | 平成30年12月1日 | 平成33年11月30日 |

#### 沖縄県告示第457号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

平成30年12月4日

沖縄県北部土木事務所長 多 嘉 良 斉

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成30年5月28日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市字為又湯比井原222番2、224番2、225番及び224番2地先の里道
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
- (1) 延長 20.98メートル
- (2) 幅員 5.34メートル~6.05メートル

#### 沖縄県告示第458号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

平成30年12月4日

沖縄県北部土木事務所長 多 嘉 良 斉

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成30年5月31日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市宮里五丁目838番15及び839番3
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
- (1) 延長 32.68メートル
- (2) 幅員 5.00メートル

## 沖縄県告示第459号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

平成30年12月4日

沖縄県北部土木事務所長 多 嘉 良 斉

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成30年6月8日
- 3 指定に係る道路の位置 本部町字新里長浜原115番4、115番6、116番16、118番3、118番5及び118番 6
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 87.81メートル
  - (2) 幅員 6.00メートル

#### 沖縄県告示第460号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

平成30年12月4日

沖縄県北部土木事務所長 多 嘉 良 斉

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成30年8月14日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市大北三丁目4724番9及び4748番5
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 60.00メートル
  - (2) 幅員 6.50メートル

## 沖縄県告示第461号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

平成30年12月4日

沖縄県北部土木事務所長 多 嘉 良 斉

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成30年10月17日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市字辺野古前上原1047番1
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 37.34メートル
  - (2) 幅員 6.00メートル

#### 沖縄県告示第462号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成30年12月4日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成30年5月24日
- 3 指定に係る道路の位置 読谷村字渡慶次寺原1165番7、1165番11、1165番12、1165番13及び1165番14
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
- (1) 延長 26.54メートル
- (2) 幅員 4.00メートル~4.27メートル

#### 沖縄県告示第463号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成30年12月4日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成30年6月20日
- 3 指定に係る道路の位置 読谷村字楚辺富里原2161番3、2163番3、2163番4及び2163番6
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 34.95メートル
  - (2) 幅員 4.50メートル

#### 沖縄県告示第464号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成30年12月4日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成30年9月25日
- 3 指定に係る道路の位置 読谷村字古堅皆呉原732番7、763番4、763番6及び732番7から763番6地先 の里道
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 17.14メートル
  - (2) 幅員 4.50メートル

## 沖縄県告示第465号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成30年12月4日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成30年10月29日
- 3 指定に係る道路の位置 読谷村字長浜白石原1452番1、1452番2及び1452番4
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 34.71メートル
  - (2) 幅員 4.50メートル

#### 沖縄県告示第466号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成30年12月4日

沖縄県南部土木事務所長 我 那 覇 生 雄

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成30年6月5日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市玉城字船越赤増原766番1
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 42.22メートル
- (2) 幅員 5.00メートル

## 沖縄県告示第467号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成30年12月4日

沖縄県南部土木事務所長 我 那 覇 生 雄

1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路

- 2 指定の年月日 平成30年7月11日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市玉城字愛地85番4
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 34.80メートル
  - (2) 幅員 6.10メートル

#### 沖縄県告示第468号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成30年12月4日

沖縄県南部土木事務所長 我 那 覇 生 雄

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成30年8月13日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市大里字稲嶺898番1、964番3及び898番1地先の里道
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 39.96メートル
  - (2) 幅員 4.00メートル

#### 沖縄県告示第469号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成30年12月4日

沖縄県南部土木事務所長 我 那 覇 生 雄

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成30年9月6日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市大里字高平松尾原857番5
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 22.80メートル
  - (2) 幅員 4.00メートル~5.39メートル

#### 沖縄県告示第470号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成30年12月4日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 勝 一

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成30年6月13日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字東仲宗根ニヤツ609番1及び609番5
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 58.96メートル
  - (2) 幅員 6.10メートル

#### 沖縄県告示第471号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成30年12月4日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 勝 一

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成30年7月12日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字下里アカウフグ2053番9及び2055番6
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 60.98メートル
- (2) 幅員 6.01メートル~6.05メートル

#### 沖縄県告示第472号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成30年12月4日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 勝 一

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成30年10月25日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字松原ウエバリ521番11、522番6、522番7、539番2及び539番 3
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 45.00メートル
  - (2) 幅員 6.00メートル

## 沖縄県告示第473号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成30年12月4日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 勝 一

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成30年10月31日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字松原519番2、520番4及び524番3
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
- (1) 延長 121.41メートル
- (2) 幅員 6.10メートル

# 沖縄県告示第474号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による道路の指定を次のとおり廃止した。 なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成30年12月4日

沖縄県南部土木事務所長 我 那 覇 生 雄

- 1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による道路
- 2 廃止の年月日 平成30年10月15日
- 3 廃止に係る道路の位置 八重瀬町字富盛423番、424番、425番、506番、507番及び423番から507番地先

の里道

- 4 廃止に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 57.20メートル
  - (2) 幅員 2.57メートル

# 沖縄県告示第475号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による道路の指定を次のとおり廃止した。 なお、関係図書は、沖縄県八重山土木事務所において閲覧に供する。

平成30年12月4日

沖縄県八重山土木事務所長 勢 理 客 武

- 1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による道路
- 2 廃止の年月日 平成30年7月20日
- 3 廃止に係る道路の位置 石垣市字新川2376番 2
- 4 廃止に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 37.00メートル
  - (2) 幅員 2.80メートル

公告

沖縄県情報公開条例(平成13年沖縄県条例第37号)第37条第2項の規定により、平成29年度における各実施機関の情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成30年12月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 公文書の開示請求の受付状況

(単位:件)

| 区分           | 開示請求件数 |
|--------------|--------|
| 行政情報センター     | 1, 278 |
| 宮古行政情報コーナー   | 0      |
| 八重山行政情報コーナー  | 0      |
| 警察情報センター     | 60     |
| その他窓口 (出先機関) | 794    |
| 合計           | 2, 132 |

2 実施機関別開示請求の受理状況

(単位:件)

|    | 実施機関     | 開示請求件数 |
|----|----------|--------|
| 知事 | 知事公室     | 24     |
|    | 総務部      | 27     |
|    | 企画部      | 9      |
|    | 環境部      | 74     |
|    | 子ども生活福祉部 | 31     |

報

| 79400   1-27 | 2 11      |        |
|--------------|-----------|--------|
|              | 保健医療部     | 514    |
|              | 農林水産部     | 292    |
|              | 商工労働部     | 16     |
|              | 文化観光スポーツ部 | 4      |
|              | 土木建築部     | 882    |
|              | 出納事務局     | 1      |
|              | 小計        | 1,874  |
| 議会           |           | 10     |
| 教育委員会        |           | 139    |
| 公安委員会        |           | 1      |
| 警察本部長        | į į       | 59     |
| 選挙管理委        | <b></b>   | 11     |
| 監査委員         |           | 0      |
| 人事委員会        |           | 0      |
| 労働委員会        |           | 0      |
| 収用委員会        |           | 6      |
| 海区漁業調        | 閉整委員会     | 0      |
| 内水面漁場        | 景管理委員会    | 0      |
| 公営企業の        | )管理者      | 15     |
| 病院事業の        | )管理者      | 17     |
|              | 合計        | 2, 132 |

# 3 公文書の開示請求の処理状況

(単位:件)

|        | 件数     |        |
|--------|--------|--------|
| 決定     | 開示     | 1, 382 |
|        | 部分開示   | 655    |
|        | 不開示    | 35     |
| 存否応答拒否 |        | 5      |
| 不存在    |        | 128    |
| 取下げ    | 40     |        |
| î      | 2, 245 |        |

注 開示請求の受付件数と本表の開示可否等の合計件数が一致しないのは、1件の請求に対して複数の決 定(処理)が行われたためである。

4 不服申立ての処理状況

(単位:件)

| 不服申立て   | 版下げ | 未処理  | 諮問    | 情報公開審査会 |              |              |      |        |      |      |    |  |
|---------|-----|------|-------|---------|--------------|--------------|------|--------|------|------|----|--|
| 7加甲亚(   | 以下り | 不是连  |       |         |              | 処理 審議中 取下げ 答 |      | 文下げ 答申 |      | 答申の  | 内容 |  |
|         |     |      |       | 不处理     | <b>金</b> 俄 中 | 以下们          | 合甲   | 認容     | 一部認容 | 棄却   | 却下 |  |
| 25 (11) | 0   | 7(5) | 18(6) | 2       | 8            | 0            | 7(5) | 0      | 2(2) | 5(3) | 0  |  |

注 括弧書の件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。 諮問併合があったため、諮問とその内訳の数は一致しない。

沖縄県個人情報保護条例(平成17年沖縄県条例第2号)第61条第2項の規定により、平成29年度における 各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成30年12月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 個人情報の開示請求等の受付状況

(単位:件)

|        | 区分        | 行政情報センター | 宮古行政情報コーナー | 八重山行政情報コーナー | 警察情報センター | その他窓口 (出先機関) | 計      |
|--------|-----------|----------|------------|-------------|----------|--------------|--------|
| 開示請求   |           | 1, 702   | 0          | 0           | 141      | 635          | 2, 478 |
|        | 文書による開示請求 | 27       | 0          | 0           | 141      | 12           | 180    |
|        | 口頭による開示請求 | 1,675    | 0          | 0           | 0        | 623          | 2, 298 |
| 訂正請求   |           | 0        | 0          | 0           | 1        | 0            | 1      |
| 利用停止請求 |           | 0        | 0          | 0           | 0        | 0            | 0      |
| 合計     |           | 1, 702   | 0          | 0           | 142      | 635          | 2, 479 |

- 注 本庁各担当課における「口頭による開示請求」は、行政情報センターに計上した。
- 2 実施機関別の開示請求等の受付状況

(単位:件)

| 実施機関      |  | 請求   |   |   | _,   |
|-----------|--|--|---|---|--|
|           |  | 口頭による<br>開示の請求   | 訂正請求  | 利用停止請求  | 計  |
| 知事公室      | 2  | 0  | 0   | 0   | 2  |
| 総務部       | 0  | 1  | 0   | 0   | 1  |
| 企画部       | 0  | 0  | 0   | 0   | 0  |
| 環境部       | 1  | 1  | 0   | 0   | 2  |
| 子ども生活福祉部  | 7  | 0  | 0   | 0   | 7  |
| 保健医療部     | 6  | 89   | 0   | 0   | 95   |
| 農林水産部     | 1  | 0  | 0   | 0   | 1  |
| 商工労働部     | 2  | 11   | 0   | 0   | 13   |
| 文化観光スポーツ部 | 0  | 30   | 0   | 0   | 30   |
|           | 知事公室<br>総務部<br>企画部<br>環境部<br>子ども生活福祉部<br>保健医療部<br>農林水産部<br>商工労働部 | 実施機関文書による開示の請求知事公室2総務部0企画部0環境部1子ども生活福祉部7保健医療部6農林水産部1商工労働部2 | 開売の請求知事公室20総務部01企画部00環境部11子ども生活福祉部70保健医療部689農林水産部10商工労働部211 | 実施機関文書による 開示の請求訂正請求知事公室200総務部010企画部000環境部110子ども生活福祉部700保健医療部6890農林水産部100商工労働部2110 | 実施機関文書による 開示の請求 開示の請求訂正請求 利用停止請求知事公室2000総務部0100企画部0000環境部1100子ども生活福祉部7000保健医療部68900農林水産部1000商工労働部21100 |

| 7人00十1271 4 日 7代曜日 |     | TK.    |   |   | A710337 |
|--------------------|-----|--------|---|---|---------|
| 土木建築部              | 7   | 0      | 0 | 0 | 7       |
| 出納事務局              | 0   | 0      | 0 | 0 | 0       |
| 小計                 | 26  | 132    | 0 | 0 | 158     |
| 教育委員会              | 2   | 537    | 0 | 0 | 539     |
| 公安委員会              | 0   | 0      | 0 | 0 | 0       |
| 警察本部               | 141 | 0      | 1 | 0 | 142     |
| 選挙管理委員会            | 0   | 0      | 0 | 0 | 0       |
| 監査委員               | 0   | 0      | 0 | 0 | 0       |
| 人事委員会              | 9   | 1, 629 | 0 | 0 | 1, 638  |
| 労働委員会              | 0   | 0      | 0 | 0 | 0       |
| 収用委員会              | 1   | 0      | 0 | 0 | 1       |
| 海区漁業調整委員会          | 0   | 0      | 0 | 0 | 0       |
| 内水面漁場管理委員会         | 0   | 0      | 0 | 0 | 0       |
| 公営企業の管理者           | 0   | 0      | 0 | 0 | 0       |
| 病院事業の管理者           | 1   | 0      | 0 | 0 | 1       |
| 合計                 | 180 | 2, 298 | 1 | 0 | 2, 479  |
|                    |     |        |   |   |         |

# 3 文書による開示請求の処理状況

(単位:件)

|     | 区分        |    |  |  |  |
|-----|-----------|----|--|--|--|
| 決定  | 開示        | 42 |  |  |  |
|     | 部分開示      |    |  |  |  |
|     | 不開示       | 25 |  |  |  |
|     | 不開示 (不存在) | 18 |  |  |  |
| 取下げ | 取下げ       |    |  |  |  |
| 検討中 | 0         |    |  |  |  |
|     | 200       |    |  |  |  |

注 文書による開示請求の受付件数と本表の合計件数が一致しないのは、1件の請求に対して複数の決定 (処理)が行われたためである。

# 4 訂正請求の処理状況

(単位:件)

|     | 件数     |   |  |
|-----|--------|---|--|
| 決定  | 訂正決定   | 0 |  |
|     | 部分訂正決定 | 0 |  |
|     | 不訂正決定  | 1 |  |
| 取下げ |        | 0 |  |

| 検討中 | 0 |
|-----|---|
| 合計  | 1 |

5 不服申立ての処理状況

(単位:件)

|  | 不服申立て | て取下げ未 | 未処理 | 諮問   | 個人情報保護審査会 |      |       |      |       |      |      |    |
|--|-------|-------|-----|------|-----------|------|-------|------|-------|------|------|----|
|  |       |       | 不处理 |      | 土加珊       | 虚業由  | 議中取下げ | 答申   | 答申の内容 |      |      |    |
|  |       |       |     |      | 不処理       | 番    |       | 合甲   | 認容    | 一部認容 | 棄却   | 却下 |
|  | 8(0)  | 0     | 0   | 8(0) | 0         | 7(0) | 0     | 1(0) | 0     | 0    | 1(0) | 0  |

注 括弧書の件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。

平成29年度の審査請求に係る諮問8件のうち、1件について答申した。

このほか、重要事項2件(特定個人情報評価書1件(平成28年度諮問済み)、目的外提案1件)の諮問があり、全てについて答申し、重要事項審議も合わせた審議回数は7回となる。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンプラザいとまん 糸満市字兼城400番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀興産株式会社 与那原町字与那 原1114番地 代表取締役 山城敦子
- 3 法第8条第1項の規定による糸満市の意見の概要 当該大規模小売店舗は、国道331号に面しており、朝夕の通勤や通学をはじめとして慢性的な交通渋滞が見られるところである。また、同店舗入口は、レンタルショップやファストフード店が隣接しており、そこへの来客も時間帯によっては多数あることから、特に特別セールやイベントなどで交通量の増加が予想される場合には、周辺の交通状況を勘案し、駐車場への誘導、敷地内での安全対策に万全を期すとともに、周辺の住民や商業施設等にも一層の配慮をすること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成30年12月4日から平成31年1月4日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宮古島市から送付のあった宮古都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・4・平5号荷川取線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年12月4日

沖縄県南部土木事務所長 我 那 覇 生 雄

1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年1月16日 沖縄県指令南土第11号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字高良野原門原17番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市大里字古堅1436番地2ココアリエッタ305号室 松田賢和、南城市大里字古堅1436番地2ココアリエッタ305号室 松田里華
- 5 検査済証番号 平成30年10月17日 N第895号
- 6 工事完了年月日 平成30年10月3日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年12月4日

沖縄県南部土木事務所長 我 那 覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年1月23日 沖縄県指令南土第28号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平西徳枡原1398番9、1398番10及び1399番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市識名 3 丁目 7 番 5 号レジデンスフェリーチェ201 髙江洲 臣
- 5 検査済証番号 平成30年10月25日 N第896号
- 6 工事完了年月日 平成30年10月10日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年12月4日

沖縄県南部土木事務所長 我 那 覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年5月16日 沖縄県指令南土第596号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字我那覇598番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字高安385番地 4 シャトレ賀304号 友利勝、豊見城市字 高安385番地 4 シャトレ賀304号 友利安奈
- 5 検査済証番号 平成30年10月29日 N第897号
- 6 工事完了年月日 平成30年10月15日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年12月4日

沖縄県南部土木事務所長 我 那 覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年12月6日 沖縄県指令南土第1206号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波当原36番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字兼城387番地の1ワイズアビタシオン205 島袋淳子
- 5 検査済証番号 平成30年11月7日 N第898号
- 6 工事完了年月日 平成30年10月24日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年12月4日

沖縄県南部土木事務所長 我 那 覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年5月15日 沖縄県指令南土第501号、平成29年7月19日 沖縄 県指令南土第738号 (変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字外間下後原163番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 八重瀬町字外間169番地1 株式会社ラッキー自動車商会 代表取締役 金城光宏
- 5 検査済証番号 平成30年11月12日 N第899号
- 6 工事完了年月日 平成30年10月25日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成30年12月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 男性警察官用冬服上衣 234着 (予定)
  - (2) 男性警察官用冬服ズボン(アジャスター付き) 364本(予定)
  - (3) 男性警察官用冬活動服上衣 180着 (予定)
  - (4) 男性警察官用冬合ワイシャツ 548着 (予定)
  - (5) 男性警察官用雨衣上衣 90着 (予定)
  - (6) 男性警察官用雨衣ズボン 90本 (予定)
  - (7) 男性警察官用防寒服 I 種 (コートタイプ) 90着 (予定)
  - (8) 男性警察官用防寒服Ⅱ種(ブルゾンタイプ) 100着 (予定)
  - (9) 男性警察官用手袋 160双 (予定)
  - (10) 男性警察官用合服上衣 160着 (予定)
  - (11) 男性警察官用合服ズボン 160本(予定)
  - (12) 男性警察官用合活動服上衣 160着(予定)
  - (13) 男性警察官用夏服上衣(長袖) 272着(予定)
  - (14) 男性警察官用夏服上衣(半袖) 342着(予定)
  - (15) 男性警察官用夏服ズボン(アジャスター付き) 376本(予定)
  - (16) 男性警察官用ネクタイ 160本 (予定)
  - (17) 男性警察官用靴下 160足 (予定)
  - (18) 男性警察官用ベルト 80本 (予定)
  - (19) 女性警察官用冬服上衣 49着(予定)
  - (20) 女性警察官用冬服スカート 44着 (予定)
  - (21) 女性警察官用冬服ズボン(左右ポケット付き) 51本(予定)
  - (22) 女性警察官用冬服ベスト 45着 (予定)
  - (23) 女性警察官用冬活動服上衣 50着 (予定)
  - (4) 女性警察官用冬合ワイシャツ 111着 (予定)
  - ⑤ 女性警察官用雨衣上衣 25着(予定)
  - (26) 女性警察官用雨衣ズボン 25本 (予定)
  - (27) 女性警察官用防寒服 I 種 (コートタイプ) 20着 (予定)
  - (28) 女性警察官用防寒服Ⅱ種 (ブルゾンタイプ) 20着 (予定)
  - (29) 女性警察官用手袋 40双 (予定)
  - ③ 女性警察官用合服上衣 40着 (予定)
  - (31) 女性警察官用合服スカート 40着 (予定)
  - (32) 女性警察官用合服ズボン 40本 (予定)
  - (33) 女性警察官用合服ベスト 40着 (予定)
  - (34) 女性警察官用合活動服上衣 40着 (予定)
  - (55) 女性警察官用夏服上衣(長袖) 61着(予定)
  - (36) 女性警察官用夏服上衣(半袖) 57着(予定)

- 公 報
- (37) 女性警察官用夏服スカート 44着 (予定)
- (器) 女性警察官用夏服ズボン(左右ポケット付き) 51本(予定)
- (39) 女性警察官用夏服ベスト 45着 (予定)
- (40) 女性警察官用ネクタイ 40本 (予定)
- (41) 女性警察官用ストッキング 40足 (予定)
- (42) 女性警察官用ベルト 20本 (予定)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁 目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成30年10月30日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ニチハン繊維 糸満市西崎町四丁目21番地7
- 5 落札金額 46,250,838円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成30年9月18日

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部

総務私学課

電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 国際印刷

〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号